

# 原子炉等規制法の一部改正

## JCO臨界事故で顕在化した課題

- ・ 原子力安全規制の抜本的強化の必要性  
核燃料加工施設等における臨界阻止のための対応策等の徹底義務をかけるのみではなく継続的なチェックによる厳しい緊張感が必要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正  
平成11年12月

### 厳しい緊張感を持続するための枠組みの整備（原子炉等規制法の改正）

#### 加工事業に対し定期検査制度の追加

（現行の加工事業に関する施設についても原子炉等他の施設同様、ハードの性能チェックを定期的実施）

#### 全事業に対し、事業者及び従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に係る検査制度の創設

（原子炉等規制法22条、37条、50条などで各事業者及びその従業者が守らなければならないとされている保安規定を遵守するためのソフト検査。）

#### 原子力保安検査官の主要施設への配置

（科学技術庁及び通商産業省に原子力保安検査官を置く。原子力保安検査官は、上記のソフト検査に関する事務に従事。）

#### 全事業に対し、事業者による従業員教育の義務の明確化

（原子力事業者が、核燃料を取り扱う者、原子炉を運転する者などの従業者に対して、保安に係わる教育の義務づけ。）

#### 全事業に対し、従業者の安全確保改善提案制度の創設

（原子力施設において、安全規制などに違反する事実があるような場合に、不利益処分の禁止により規制官庁に申告しやすい環境を整備）